

店頭商品デリバティブ取引説明書

(商品先物取引法第 217 条第 1 項の規定による契約締結前交付書面)

令和 7 年 10 月

AI ゴールド証券株式会社

本説明書は、商品先物取引業者である AI ゴールド証券株式会社（以下「当社」といいます。）が、商品先物取引法第 217 条の規定に基づき当社がお客様との間で、店頭商品デリバティブ取引の契約を締結する際にあらかじめお客様に交付することが義務付けられている書面です。以下、同法第 2 条第 22 項第 5 号に規定する店頭商品デリバティブ取引について説明します。

本取引は取引対象である銘柄の価格等の変動により損失が生じることがあります。また、取引金額がその取引についてお客様が預託した証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることもあります。

当社が提供する店頭商品デリバティブ取引の口座開設および取引を開始されるにあたっては、本説明書、および店頭商品デリバティブ取引約款をよく読み、ご理解のうえ、ご自身の判断と責任で取引を行っていただきますようお願い申し上げます。

目次

店頭商品デリバティブ取引におけるリスクについて	- 3 -
店頭商品デリバティブ取引の仕組みについて	- 7 -
証拠金について	- 11 -
課税上の取扱いについて	- 14 -
店頭商品デリバティブ取引の手続きについて	- 15 -
店頭商品デリバティブ取引行為に関する禁止行為	- 17 -
弊社の概要及び苦情受付窓口・苦情・紛争解決について	- 19 -
店頭商品デリバティブ取引に関する主な用語	- 20 -

店頭商品デリバティブ取引におけるリスクについて

店頭商品デリバティブ取引（以下「本取引」といいます。）には、相場変動、信用状況の変化、システム障害等に起因するさまざまなリスクが存在します。以下に記載する内容は、それらのうち代表的なリスクについて記載したものです。すべてのリスクを網羅したものではありません。

本取引は証拠金取引であり、元本保証はなく、預託した証拠金以上の損失が発生することもありますので、本取引の仕組みやリスクを十分に理解したうえで、自己責任においてお取引ください。

（1）価格変動リスク

本取引の対象である商品価格は、国際市況、需給関係、為替変動、金融政策、地政学的要因など様々な要因により変動します。価格が想定と逆に動いた場合には、大きな損失を被る可能性があり、状況によっては預託した証拠金を上回る損失が発生するおそれがあります。また、主要な経済指標の発表時や市場流動性が低い時間帯には、一時的に価格の提示がされない、あるいは急激な価格変動が発生することがあります。

（2）レバレッジ取引のリスク

本取引はレバレッジ取引であり、少額の値動きでも大きな損益をもたらします。市場が不利な方向に動いた場合には、短期間で大きな損失が生じることがあり、追加の証拠金を求められる場合もあります。特に週末や祝日などに急激な価格変動があった場合に、不利なレートで強制決済され、損失が拡大するリスクもあります。

（3）スプレッド・スリッページおよび2WAY プライスのリスク

本取引は、お客様が売る時の価格（Bid）とお客様が買う時の価格（Ask）の2WAY プライスで提示されます。売買価格にはスプレッド（価格差）があり、相場急変時にはその幅が拡大することがあります。加えて、注文が出された時点と実際に約定した時点の価格が乖離する「スリッページ」が生じることもあり、想定外の損失につながるおそれがあります。

（4）ロスカットおよび証拠金維持率に関するリスク

有効比率（有効証拠金額 ÷ 必要証拠金額 × 100%）が、当社が定める基準を下回った場合、基準を上回るまで、取引可能な損失の大きい建玉から順に反対売買により決済されます（ロスカット）。

また、当社が定めた一日の終了時点で有効比率が 100%を下回っている場合には、不足金が発生します。お客様が当社指定の期限までに入金または建玉決済により有効比率を 100%

以上に回復されない場合、当社の判断により建玉の全部を強制決済いたします。
相場が急変した場合には、ロスカットや強制決済が想定外の価格で行われることがあり、証拠金を大きく上回る損失が発生する可能性があります。

(5) カウンターパーティリスク（相対取引）

当社とお客様との取引は、取引所を介さない相対取引（OTC 取引）であるため、取引所取引と異なり公的な清算機関が介在しないため取引の履行は当社の信用状況に依存します。当社またはカバー先の信用不安、業務停止、システム障害などが発生した場合、建玉の決済や証拠金の返還が遅延、または履行されないリスクがあります。

(6) 調整額に関するリスク

建玉を翌日に持ち越す（ロールオーバー）と、銘柄ごとの調整額が発生します。日々の調整額は有効証拠金に反映され、建玉が決済された時に売買損益とともに口座残高に反映されます。

(7) 流動性および特殊状況下でのリスク

流動性が乏しい時間帯や銘柄においては、希望する価格・数量での約定が難しくなることがあります。特に、祝日や週明け、地政学リスク、緊急事態（戦争・天災など）発生時などには、市場が不安定化し、取引そのものが一時停止または制限されることがあります。こうした状況下では、意図した取引ができず、損失が拡大する可能性があります。

(8) 電子取引システムおよび自動売買プログラムに関するリスク

本取引は、インターネット経由で提供される電子取引システムを通じて行われます。そのため、システム障害、通信環境の不具合、ネットワーク遅延等により、注文が正常に発注・取消できない、または処理が遅れるリスクがあります。

さらに、お客様が自らご利用になる自動売買プログラムによって発生した損害や誤作動について、当社は一切の責任を負いかねます。

また、ID・パスワード等が第三者に悪用されることにより、お客様に損失が発生する可能性があります。

(9) 為替変動リスク

本取引はドル建てで行われますが、お客様の最終的な損益は円貨で評価されるため、為替相場の変動によって円建ての損益額が変動します。為替の急変やレート差異（タイムラグ）により、実現損益が想定と異なる結果となる場合もあります。価格変動リスクに加え、為替リスクにも十分留意する必要があります。

(10) 不正取引・価格誤配信に関するリスク

不当なアルゴリズム取引やシステムを悪用した不正取引は禁止されており、当社は必要に応じて、注文取消や口座の取引制限等を行う場合があります。また、当社またはカバー先が配信する価格にバッドティックや誤配信が含まれていた場合、当該価格で約定した取引は訂正または取消されることがあります。

(11) カバー先の信用リスク（カバー取引体制を含む）

当社は以下のリクイディティプロバイダーを通じてカバー取引を行っています。

- ・ MTG Liquidity Limited (MTG リクイディティ・リミテッド／キプロス共和国、キプロス証券取引委員会 [CySEC] 登録)
- ・ Advanced Markets(UK) Limited (アドバンスマーケット・リミテッド／英国、英国金融行為規制機構 [FCA] 登録)
- ・ フィリップ証券株式会社（商品先物取引業者：経済産業省 20240430 商第 6 号 農林水産省指令 6 新食第 341 号）

この企業の財務・経営状況、提供価格の正確性やシステムの安定性などによっては、取引の実行・決済に影響が出る可能性があります。

また、お客様から受注した注文は、原則として当社システムにより即時に自動でカバー取引が行われますが、流動性の低下や相場の急変、カバー先の状況等により、当社の判断で一時的に手動によるカバー取引を実施する場合があります。

(12) 信託保全に関するリスク

お客様からお預かりした証拠金（証拠金預託額＋評価損益相当額＋入出金予定額＋調整額）は、SBI クリアリング信託株式会社を信託先として、法令により分別管理されますが、信託先や当社の財務状況が悪化した場合などには、資金返還に支障が生じ、損失が発生する可能性があります。

(13) 法令・税制変更リスク

法令や税制の改正により、従来とは異なる条件での取引や課税が発生する場合があります。とくに税制に関しては、個々の取引状況に応じて異なる取り扱いがなされる可能性があるため、税務上の詳細は税理士等の専門家にご相談ください。

(14) 不招請勧誘の制限

本取引は、商品先物取引法により不招請勧誘が禁止されており、お客様からの明示的な要請がない限り、当社は勧誘行為を行いません。

ただし、一定の条件（直近 1 年以内に 2 回以上の取引等）に該当する場合にはこの限りではありません。

(15) 取引手数料

取引手数料は無料です。

(16) 契約解除について

本取引は相対契約による差金決済取引であり、お客様が注文を執行した後に、その注文に係る契約を一方的に解除（いわゆるクーリング・オフ）することはできません。

契約内容を十分にご確認のうえ、ご自身の判断と責任においてお取引を行ってください。

※現時点において、上記のリスク等重要事項は可能な限り正確を期して記載しておりますが、これらがすべてであることを保証するものではありません。

店頭商品デリバティブ取引の仕組みについて

弊社が提供する店頭商品デリバティブ取引（以下「本取引」といいます。）は、取引所を介さず、弊社が直接お客様の相手方となる相対（Over-the-Counter：OTC）取引です。お客様に提示される取引レートは、各取扱銘柄のスポット価格等を参考にしつつ、市場状況や流動性等を踏まえて当社が提示する価格となります。したがって、提示されるレートは、取引所や他社で提示される価格と一致するとは限りません。

また、本取引は商品先物取引法その他の関係法令及び日本商品先物取引協会の規則を遵守して行っております。

（１）取扱銘柄概要

本取引における対象銘柄の概要は、以下のとおりです。いずれも海外の現物市場等における国際的な価格を基準としており、当社が提示する価格により差金決済で取引を行い、原資産の現物による受渡しは行われません。なお、取扱銘柄は、追加・変更または取扱停止となる場合があります。

① 当社の取扱銘柄一覧（2025 年 10 月 27 日現在）

商品名	表記名	対象	主な参考市場
XAUUSD	金	金現物の国際価格	ロコ・ロンドン (LBMA)
XAGUSD	銀	銀現物の国際価格	ロコ・ロンドン (LBMA)
NGASUSD	天然ガス	Henry Hub スポット価格	NYMEX (NG)
WTIUSD	原油	WTI 原油スポット価格	NYMEX (WTI)
XPTUSD	白金	白金現物の国際価格	ロコ・ロンドン (LPPM)
XPDUUSD	パラジウム	パラジウム現物の国際価格	ロコ・ロンドン (LPPM)
BRENTUSD	北海ブレント原油	北海ブレント原油価格	ICE (Brent)
COPPER	銅	銅現物の国際価格	LME (ロンドン金属 取引所)
ALUMINIUM	アルミニウム	アルミニウム現物の国際価格	LME (ロンドン金属 取引所)

商品名	表記名	対象	主な参考市場
COCOA	ココア	ココア豆の国際価格	ICE（ヨーロッパ）
SOYBEAN	大豆	大豆の国際価格	CBOT（シカゴ商品取引所）
WHEAT	小麦	小麦の国際価格	CBOT（シカゴ商品取引所）
CORN	コーン	トウモロコシの国際価格	CBOT（シカゴ商品取引所）
COFFEE	コーヒー	アラビカ種コーヒー豆価格	ICE（ヨーロッパ）
COTTON	綿花	綿花（コットン No.2）の国際価格	ICE（ニューヨーク）
SUGAR	砂糖	原糖（Raw Sugar）の国際価格	ICE（ヨーロッパ）

② 取扱銘柄の取引概要

弊社における取扱銘柄の取引単位の概要は以下のとおりです。

（2025 年 10 月 27 日現在）

銘柄	商品	取引単位（1Lot あたり）	呼び値の単位
XAUUSD	金	100 トロイオンス（toz）	0.01
XAGUSD	銀	5,000 トロイオンス（toz）	0.001
NGASUSD	天然ガス	10,000MMBtu（MMBtu）	0.001
WTIUSD	WTI 原油	1,000 バレル（bbl）	0.01
XPTUSD	白金	100 トロイオンス	0.01
XPDUUSD	パラジウム	100 トロイオンス	0.01
BRENTUSD	北海ブレント原油	1,000 バレル	0.01
COPPER	銅	10 トン	1
ALUMINIUM	アルミ	10 トン	1
COCOA	ココア	10 トン	1
SOYBEAN	大豆	10,000 ブッシェル	0.1
WHEAT	小麦	10,000 ブッシェル	0.01
CORN	コーン	10,000 ブッシェル	0.01

銘柄	商品	取引単位（1Lot あたり）	呼び値の単位
COFFEE	コーヒー	10,000 ポンド	0.01
COTTON	綿花	100,000 ポンド	0.01
SUGAR	砂糖	100,000 ポンド	0.01

（２）注文方法および建玉に関する制限

お取引は、原則としてインターネットを通じた電子取引システムによる注文となります。1 回の注文で可能な数量は、0.01～10Lot までです。（この上限は、市場状況等に応じて当社が変更することがあります。）

約定数量が分割される可能性がございます。予めご要領ください。また、関係法令の施行・改正、または弊社の判断により、新規注文の制限や、保有中の建玉を反対売買により強制的に決済する場合があります。

（３）価格提示およびスプレッドの仕組み

弊社では、BID 価格（お客様が売る時の価格）と ASK 価格（お客様が買う時の価格）を同時に提示する 2WAY プライス方式を採用しています。売買価格にはスプレッド（価格差）があり、相場急変時にはその幅が拡大するほか、注文時と約定時の価格が乖離（スリッページ）することで、損失が発生する可能性があります。

（４）決済の方法（反対売買および強制決済）

本取引における建玉は、原則としてお客様による反対売買（転売または買戻し）で差金決済されるため、原資産の現物による受渡しは行われません。ただし、お客様の口座状況によっては、ロスカットによる強制決済が行われる場合があります。

なお、当社では限月のある商品 CFD は取り扱っておらず、最終取引日における強制決済は行われません。

（５）必要証拠金

必要証拠金は、保有中の建玉を維持するために必要な証拠金です。

必要証拠金（円）＝ 取引数量（Lot）×取引単位×商品価格（USD）
 ×為替レート（USD/JPY）÷20（レバレッジ倍率）
 （詳細は「証拠金について」をご参照ください。）

（６）追加証拠金および強制決済

お客様の建玉の評価損失が拡大し、有効比率（有効証拠金額 ÷ 必要証拠金額 × 100%）が 100%を下回った状態が所定の期限までに回復されない場合には、当社の判断により、

建玉の一部または全部を強制的に決済することがあります。

ただし、相場の急変などで強制決済が想定通りに執行されず、預託した証拠金を上回る損失が発生することがあります。

(7) ロスカットについて

有効比率が、当社が定める基準を下回った場合、取引可能な損失の大きい建玉から順に反対売買により強制決済（ロスカット）されます。（詳細は「証拠金について」をご参照ください。）ただし、相場が急変した場合には、ロスカットが想定通りに執行されず、預託した証拠金を上回る損失が発生することがあります。

(8) 取引時間、休業日および緊急時対応について

営業日は、原則として平日（月～金）とし、土曜・日曜・元日、および各取扱銘柄の参考市場やカバー先の休場日は休業日となります。また、システムメンテナンスや当社の業務上の都合等により、他社の取引有無にかかわらず、取引時間の変更や臨時休業を行うことがあります。さらに、自然災害などの外部要因や社内システムの不具合等により取引を一時停止または中断する場合があります。

これらの対応については、当社ホームページ等でお知らせいたします。

当社取扱銘柄の取引時間【標準時間（日本時間）】

商品名	取引時間
XAUUSD	08:05 ～ 06:50
XAGUSD	08:05 ～ 06:50
NGASUSD	08:05 ～ 06:50
WTIUSD	08:05 ～ 06:50
XPTUSD	08:05 ～ 06:50
XPDUUSD	08:05 ～ 06:50
BRENTUSD	10:01 ～ 06:50
COPPER	10:00 ～ 04:00
ALUMINIUM	10:00 ～ 04:00
COCOA	18:45 ～ 03:30（土曜日のみ 03:25）
SOYBEAN	10:00 ～ 22:45、23:30 ～ 04:20（土曜日のみ 04:15）
WHEAT	10:00 ～ 22:45、23:30 ～ 04:20（土曜日のみ 04:15）
CORN	10:00 ～ 22:45、23:30 ～ 04:20（土曜日のみ 04:15）
COFFEE	18:15 ～ 03:30（土曜日のみ 03:25）
COTTON	11:05 ～ 04:20（土曜日のみ 04:15）
SUGAR	17:30 ～ 03:00（土曜日のみ 02:55）

※サマータイム期間について：取引時間は米国のサマータイム及び欧州サマータイムの影

響を受け、期間中はすべての取引時間・メンテナンス時間が日本時間で1時間早まります。
(通常、米国は3月第2日曜～11月第1日曜、欧州は3月最終日曜～10月最終日曜)

(9) ロールオーバーに伴う調整額の受払いについて

本取引においては、当日の未決済建玉を翌営業日に持ち越す(ロールオーバー)たびに、調整額の受払いが発生します。この調整額は、市場金利の水準や経済・金融情勢等を踏まえたうえで、当社の判断により日々見直され、変更される場合があります。

(10) 口座管理料について

預け入れ証拠金が10億円を上回る場合、年利0.05%の口座管理料がかかります。超過している日数に応じて日割計算し、月末に取引システムから引き落とします。

(11) 両建てに関する取扱い

同一銘柄において売建と買建を同時に保有する(両建て)場合、必要証拠金はMAX方式(売建と買建のうち、証拠金額の大きい方)により算出されます。

(12) 注文の種類と執行方法

本取引では、以下の各種注文方法をご利用いただけます。注文の内容に応じて、約定のタイミングや価格が異なりますので、十分ご理解のうえご利用ください。

1. 成行注文

価格を指定せず、約定を優先して発注する注文です。相場の急変時には一部のみ約定、または失効する可能性があります。表示価格と実際の約定価格が乖離(スリッページ)する場合があります。

2. 指値注文(リミット・オーダー)

あらかじめ指定した価格以上(売り)または以下(買い)での約定を希望する注文です。指定価格到達時に成行注文として執行されます。

3. 逆指値注文(ストップ・オーダー)

あらかじめ指定した価格以下(売り)または以上(買い)で損切りやトレンド追従目的で用いる注文です。指定価格到達時に成行注文として執行されます。

4. OCO 注文

利益確定と損切りの2つの決済注文を同時に設定し、いずれかが成立した時点で他方を自動取消する注文です。

5. IF-DONE 注文

新規注文と、成立後に有効となる決済注文(指値・逆指値)を同時に発注する注文です。

6. IFDOCO 注文

新規注文と、成立後に有効となる OCO 方式の決済注文 2 本を同時に発注する複合注文です。

7. トレイリングストップ注文

相場変動に追隨して逆指値価格を自動調整できる決済注文です。

8. 建玉部分決済注文

保有建玉の一部のみを決済する注文です。

9. 建玉選択決済注文

複数の建玉から任意の建玉を選んで決済する注文です。

※ 注意点

- ・ 注文の執行は市場の状況により左右されるため、希望価格での約定は保証されません。特に成行注文では、相場急変時に約定価格が表示価格と大きく異なる場合があります（スリッページ）。
- ・ 指値注文・逆指値注文は、指定した価格に到達しても、市場の流動性等により約定しない場合があります。
- ・ ストップリミット注文は、2つの条件（ストップ価格とリミット価格）を満たす必要があり、相場の動きによっては約定しないまま機会を逃す可能性があります。
- ・ 相場急変時や週明けなど、価格が飛んで始まる（ギャップが生じる）場合があり、指定価格を大きく上回る／下回る価格で約定することがあります。
- ・ 注文の受付や執行には、システム負荷や通信環境の影響により遅延が発生する可能性があります。
- ・ 有効証拠金が必要証拠金を下回る場合、新規建玉はできません。

証拠金について

項目	内容
①口座残高	口座残高には、入出金、売買損益が反映されます。 口座残高 = 入出金額 + 売買損益 ※預け入れ証拠金が一定額を超える場合には口座管理料が発生します。
②有効証拠金	有効証拠金は、口座残高に加えて、未決済損益（建玉評価損益および調整額）を含めた金額です。 有効証拠金 = 口座残高 + 未決済損益（評価損益 + 調整額）
③必要証拠金	必要証拠金とは、保有中の建玉（ポジション）を維持するために必要となる証拠金のことを指します。 当社では、証拠金率 5%（レバレッジ 20 倍）を前提に、以下のように必要証拠金を算出します。 ■必要証拠金の計算 必要証拠金（円） $= \text{取引数量 (Lot)} \times \text{取引単位} \times \text{商品価格 (USD)} \times \text{為替レート (USD/JPY)} \div 20 \text{ (レバレッジ倍率)}$ [各項目の説明] ・取引数量 (Lot)：お客様が発注した数量 ※当社では、銘柄ごとに取引単位を設定しております。 ※最小取引単位は 0.01Lot です（すべての銘柄共通）。 ・商品価格 (USD)：当社が提示する当該銘柄の価格 ・為替レート (USD/JPY)：当社適用のドル／円為替レート ・レバレッジ倍率：20 倍（証拠金率 5%） 計算例 GOLD (XAUUSD) を 0.01Lot (1 トロイオンス) 取引した場合 ※GOLD (XAUUSD) の取引単位：1Lot = 100toz (例) GOLD 価格：3,200 USD/toz 為替レート：1 ドル = 150 円 [計算式] $0.01\text{Lot} \times 100\text{toz} \times 3,200 \text{ USD} \times 150 \text{ 円} \div 20 \text{ (レバレッジ倍率)}$ $= 24,000 \text{ 円 (必要証拠金)}$ この場合、0.01Lot (1 トロイオンス) を取引するには、24,000 円の証拠金が必要ということになります。

④余剰証拠金	有効証拠金から必要証拠金を差し引いた額を余剰証拠金といい、この範囲内で新たな建玉の保有が可能です。 余剰証拠金 = 有効証拠金 - 必要証拠金
⑤有効比率（証拠金維持率）	有効比率は、有効証拠金に対する必要証拠金の割合であり、新規建玉の可否や不足証拠金・ロスカット判定の基準となります。 証拠金維持率 = 有効証拠金 ÷ 必要証拠金 × 100（％）
⑥追加証拠金および強制決済	追加証拠金判定時（標準時間の場合は日本時間午前 6 時 50 分、欧州夏時間の場合は日本時間午前 5 時 50 分）に、有効比率が 100%を下回った場合、その差額が追加証拠金として発生します。追加証拠金は、入金や建玉決済により、強制決済判定時（追加証拠金判定翌営業日が標準時間の場合は日本時間午前 6 時 50 分、欧州夏時間の場合は日本時間午前 5 時 50 分）までに解消する必要があります。 強制決済判定時までに追加証拠金の解消が確認できない場合には、すべての建玉が順次強制決済されます。なお、翌営業日が銀行休業日の場合、追加証拠金の判定は行いません。 追加証拠金 = 有効証拠金 - 必要証拠金
⑦ロスカット	お客様の建玉の評価損失が拡大し、有効比率が 50%を下回った場合、当社の判断により、取引可能な損失の大きい建玉から順に、建玉の一部または全部を強制的に決済（ロスカット）することがあります。 ただし、相場の急激な変動により、ロスカットが想定どおりに実行されず、預託した証拠金を上回る損失が発生する可能性があります。
⑧証拠金の信託保全について	当社では、お客様からお預かりした証拠金を適切に保全するため、SBI クリアリング信託株式会社との間で信託契約を締結し、信託保全の対象となる金額を、信託口座において区分管理しております。なお、信託先の業務または財務状況が著しく悪化した場合には、お預かりした証拠金の一部または全部が返還されない可能性があり、結果としてお客様に損失が生じるおそれがあります。
⑨証拠金の預託について	証拠金の預託は、当社名義の指定金融機関口座へのご入金を当社にて確認し、取引口座への反映処理が完了した時点で、お客様のお取引口座の現金残高として計上されます。なお、ご入金時に発生する振込手数料は、お客様のご負担となりますがクイック入金の場合は振込手数料はかかりません。

⑩ 証拠金の出金について	お客様が差し入れている証拠金の出金を希望される場合、当社が日本の銀行営業日の 15 時までに、インターネットを通じたお客様からの出金依頼を受理したときは、原則として翌銀行営業日以内（最長 4 銀行営業日）に、お客様ご本人名義の金融機関口座へ返金いたします。 ただし、15 時以降に受理した場合は、返金手続きが翌々銀行営業日以降となる場合があります。出金にかかる送金手数料については、10,000 円未満の出金及び同月に 6 回以上の出金はおお客様のご負担となります。
---------------------	---

課税上の取扱いについて

お客様が行う店頭商品デリバティブ取引において発生する利益（売買による差益、調整額等を含みます。）は、税法上、「先物取引に係る雑所得等」に該当し、申告分離課税の対象となります。

この所得に対しては、以下の税率が適用されます：

- ・ 所得税：15%
 - ・ 復興特別所得税：所得税額の 2.1%（実質的には利益の 0.315%）
 - ・ 地方税（住民税）：5%
- （合計で約 20.315%の課税）

これらの損益は、店頭取引や取引所取引等の他の「先物取引に係る雑所得等」との損益通算が可能です。また、損失が発生した場合は、確定申告により翌年以降最大 3 年間の繰越控除を行うことができます（一定の要件あり）。

【支払調書の提出について】

当社は、法令に基づき、お客様の店頭デリバティブ取引において差金決済があった場合、お客様の氏名、住所、支払金額等を記載した支払調書を所轄税務署に提出いたします。

※税務上の取り扱いはおお客様の個別状況により異なる場合があります。詳細は、税理士等の専門家にご相談ください。

店頭商品デリバティブ取引の手続きについて

(1) 店頭商品デリバティブ取引説明書の確認と同意

取引開始に先立ち、当社から注意喚起文書、店頭商品デリバティブ取引約款および店頭商品デリバティブ取引説明書（契約締結前交付書面）を電子交付（インターネット）にて提供いたします。お客様には、これらの内容をご確認いただき、本取引に関するリスク、不招請勧誘の有無、苦情処理制度などをご理解のうえ、お取引への同意をお願いいたします。

(2) 口座開設申込みと審査

口座開設をご希望のお客様は、当社所定の申込手続きと併せて、本人確認書類およびマイナンバー確認書類をご提出いただきます。当社では、年齢、投資経験、資力等を基準とした審査を行っており、審査結果により口座開設をお断りする場合があります。審査結果の理由は開示いたしません。

(3) 口座開設の通知

審査を通過した場合は、「口座開設完了のお知らせ」を、本人確認書類記載の住所宛に簡易書留（転送不要）にて郵送いたします。この書面が届いた後に入金および取引が可能となります。

(4) 証拠金の差入れと反映

取引を行う前に、当社が定める必要証拠金以上の証拠金を差し入れていただく必要があります。入金確認後、お取引口座に反映され、取引報告書として電磁的方法により受領通知を交付いたします。

(5) 注文の指示事項

注文にあたっては、以下の項目を正確に入力またはご指定ください。

- ① 取引銘柄
- ② 売買の別（売／買）
- ③ 新規／決済の別
- ④ 数量
- ⑤ 価格（成行、指値、逆指値 等）
- ⑥ 注文の有効期間（無期限、当日、日時指定・日付選択）※
- ⑦ その他当社が定める指示事項

※取扱銘柄によっては、有効期間内でも取引休止時間中は注文が執行されない場合があります。

(6) 取引成立と報告

お客様の注文が成立した場合、当社はその内容を明記した取引報告書を、電磁的方法により速やかに交付いたします。

(7) 建玉の決済

保有する建玉は、反対売買（転売または買戻し）によって決済されます。決済指示がない場合、新規建玉として両建て状態になることがありますので、上記(5)③のとおり決済である旨の指示を必ずお願いいたします。

(8) 取引状況の報告

当社は、お客様の建玉・証拠金・未決済建玉・取引残高等について、原則として電磁的方法により随時報告いたします。

(9) 手数料・口座管理料

本取引の取引手数料は無料です。

ただし、預け入れ証拠金が10億円を超える場合には、年利0.05%の口座管理料が発生し、月末に日割計算にて取引システムから引き落とされます。

(10) 契約の終了条件

お客様が取引契約の解約を申し出た場合や、当社が解約を申し出た場合、または以下の事由に該当する場合、当社は契約を解除することがあります。

なお、当社は契約を解除する際、お客様の建玉を当社の判断で決済し、その時点の評価額に基づいてお客様に全額をお振込みすることで、お取引を終了させていただく場合があります。

- ① 登録情報に虚偽があった場合
- ② 本人確認が完了しない場合
- ③ 取引規定違反がある場合
- ④ 支払遅延があった場合
- ⑤ 反社会的勢力との関与が判明した場合
- ⑥ 当社への威迫的行為や信用毀損行為が認められた場合
- ⑦ マネー・ローンダリング、テロ資金供与その他犯罪行為への関与、またはその疑いが合理的に認められる場合
- ⑧ 当社が継続困難と判断した場合

(11) 通知および照会

当社から交付された通知や報告書の内容について、相違や疑義がある場合には、速やかに当社窓口までご照会ください。

(12) 電磁的方法による交付

当社は、取引説明書（契約締結前交付書面）、取引報告書、建玉・残高報告書などを原則として電磁的方法にて交付いたします。書面による交付を希望される場合は、当社にお問合せください。

店頭商品デリバティブ取引行為に関する禁止行為

当社では、商品先物取引法その他の関係法令および業界の行動規範に基づき、店頭商品デリバティブ取引の適正な運営とお客様保護を目的として、以下の行為を禁止しております。

- ① 当社では、虚偽のことを告げて店頭商品デリバティブ取引契約の締結や勧誘を行うことを禁止しております。
- ② 当社は、不確実な価格変動や相場動向などについて、断定的判断を提供する行為を禁止しています。
- ③ 契約の締結について、事前にお客様から勧誘の同意を得ることなく、不招請により訪問や電話で勧誘を行うことは禁止されています。
- ④ お客様が明示的に勧誘を望まない意思を示されたにもかかわらず、継続的に勧誘を行うことは禁止されています。
- ⑤ 勧誘の時間帯についても配慮が求められます。早朝や深夜など、顧客にとって迷惑となる時間帯での訪問・電話による勧誘は、禁止しております。
- ⑥ 損失が発生した場合に、それを補填すると申し出たり、利益を保証するような発言や約束をすることは禁止されています。これは、第三者を通じた場合や示唆的な表現を含む場合も該当します。
- ⑦ 当社は、重要な事項について顧客に誤解を与えるような説明や、説明を省略する行為を禁止しています。
- ⑧ 顧客に対して、他の顧客より優遇された条件であることを示唆し、特別な利益を与えることと約束する行為は禁止されています。
- ⑨ 契約の締結または解約にあたって、暴言・脅迫・偽計などにより顧客の自由意思を阻害するような行為は、いかなる理由があっても認められません。
- ⑩ 契約に基づいて当社が履行すべき業務を、正当な理由なく拒否、または不当に遅延させることは禁止されています。
- ⑪ 顧客から預かった金銭や証拠金などの資産を、不正な方法や情報操作により取得または流用することは、禁止されております。
- ⑫ 当社は、契約締結を勧誘する目的があるにもかかわらず、その旨を事前に明示せずにセミナーや説明会などを実施し、間接的に勧誘を行うような行為を禁止しております。
- ⑬ 顧客の明示的な同意を得ずに、当該顧客の名義で取引を執行することは禁止されております。すべての取引は、事前に顧客の同意に基づいて行われなければなりません。
- ⑭ 当社の役職員が、職務上知り得た顧客の注文情報等を利用し、自己の利益を追求する目的で私的な取引を行うことは、利益相反であり明確に禁止されています。
- ⑮ 一部内容が未確定なまま電子処理で決定するような取引契約については、書面による契約が必要です（電子契約を除く）。
- ⑯ 証拠金残高が最低維持額を下回っているにもかかわらず、顧客からの追加預託を得ず

に取引を継続することはできません。

- ⑪ スリッページについて、顧客にとって有利な条件よりも、不利な条件を優先的に設定したり、結果的に不利益を与えるような設定を行うことは禁止されています。
- ⑫ 有利なスリッページでの約定を意図的に抑制し、不利な条件での約定のみを成立させるような執行設定は、取引の公平性を損なう行為として禁止されます。

弊社の概要及び苦情受付窓口・苦情・紛争解決について

(1) 弊社の概要

商 号 : AI ゴールド証券株式会社
所在地 : 〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町 12 番 8 号
電話番号 : 03-6861-8383
代表取締役 : 辻村 武之
設立年月日 : 2005 年 12 月
資本金等 : 4 億 4 千万円
登録番号等 : 第一種・第二種金融商品取引業（関東財務局長（金商）第 282 号）
商品先物取引業（国内商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引）
加入する協会 : 日本証券業協会
一般社団法人 金融先物取引業協会
日本商品先物取引協会

(2) 苦情受付窓口

弊社は、お客様からの苦情を次の窓口で受け付けております。

受付時間 : 平日 午前 8 : 30～午後 5 : 00（土日祝日、年末年始の休業日を除く）

窓 口 : コンサルティング部

受付方法 : 電話による受付 0120-94-5797

(3) 苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決について、お客様が利用可能な紛争解決機関は、次のとおりです。

日本商品先物取引協会 相談センター

電話番号 : 03-3664-6243

U R L : https://www.nisshokyo.or.jp/investor/s_center.html

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町一丁目 1 番 11 号 日庄ビル 6 階

電話による受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）午前 9 : 00～午後 5 : 00（※ 直接協会へご来訪の場合は事前に予約が必要です。）

店頭商品デリバティブ取引に関する主な用語

【相対取引（あいたいとりひき）】

商品取引所を介さず、業者と顧客が1対1で行う店頭取引のことです。

【IFD 注文】

新規注文と、それに連動する決済注文を同時に発注する注文方法です。新規約定後に決済注文が有効になります。

【IFO 注文】

IFD 注文に OCO 注文を組み合わせた複合注文で、新規約定後、OCO 方式で決済注文が発注されます。

【OCO 注文】

利益確定と損切りの2つの注文を同時に出し、どちらかが約定するともう一方が自動取消となる注文方式です。

【買建玉（かいたてぎょく）】

買付けを行った建玉で、まだ反対売買により決済されていない状態をいいます。

【買気配（Ask）】

業者が売りたい価格（Ask）であり、顧客が買うときの基準価格になります。

【買戻し】

売建玉を決済するための買付注文のことです。

【売建玉（うりたてぎょく）】

売付けを行った建玉で、まだ反対買付により決済されていない状態をいいます。

【売り気配（Bid）】

業者が買いたい価格（Bid）であり、顧客が売るときの基準価格になります。

【カバー取引】

カバー取引とは、業者が顧客の注文に対応して行うヘッジ取引です。たとえば、顧客が「買い」注文を出すと、業者も同じ「買い」注文をカバー先に出し、価格変動による損失を防ぎます。

【価格調整額】

建玉を翌営業日に繰り越す際に発生する、金利差や取引条件に基づく受払金額のことです。

【強制決済】

証拠金不足やロスカット水準割れにより、業者判断でポジションを決済する措置です。

【建玉選択決済】

保有している建玉の中から、任意の建玉を選択して決済する注文方法です。

【差金決済】

実際の現物の受渡しを行わず、売買の損益分のみを授受する決済方式です。

【証拠金】

取引の履行を確保するため、あらかじめ業者に預託する担保金のことです。

【証拠金維持率】

有効証拠金を必要証拠金で割った比率で、不足金発生やロスカット判定の指標となります。

【スプレッド】

売気配（Bid）と買気配（Ask）の価格差のこと。実質的な取引コストになります。

【スリッページ】

注文時に表示された価格と、実際の約定価格との差額のことをいいます。

【スワップポイント】

ポジションを翌日に繰り越す際に、金利差等の影響で発生する受払い調整金です。

【成行注文】

価格を指定せず、即時に約定させる注文方法です。

【指値注文】

あらかじめ指定した価格での売買を希望する注文で、価格に達するまで執行されません。

【転売】

買建玉を決済するために行う売付取引のことをいいます。

【店頭商品 CFD 取引】

原資産に商品価格を用いた証拠金取引で、取引所を介さず差金決済で完結します。

【店頭デリバティブ取引】

商品取引所を介さずに、業者と顧客が相対で行うデリバティブ取引です。

【両建て】

同一銘柄の買建玉と売建玉を同時に保有する状態をいいます。

【ロールオーバー】

建玉を翌営業日に繰り越す手続きで、調整額が発生することがあります。

【ロスカット】

有効証拠金がロスカット水準を下回った際に、業者が強制的に建玉を決済する仕組みです。

【約定】

注文が成立し、取引が実行されることです。

【余剰証拠金】

有効証拠金から必要証拠金などを差し引いた金額で、新規注文可能な証拠金を指します。

【有効証拠金】

口座残高に評価損益等を加味した、現在の口座の実質的な担保力を示す金額です。

【必要証拠金】

現在保有中の建玉を維持するために必要な最低限の証拠金金額です。